

# 未熟児養育医療給付を申請される方へ

## 1 未熟児養育医療給付制度とは

身体の発育が未熟のまま出生し、出生直後から継続して指定養育医療機関で入院養育が必要であると医師から認められたご入院中のお子さん（1歳の誕生日の前々日まで）に対して、その治療に必要な医療（以下「養育医療といいます。」）を公費で負担する制度です。

（給付の内容）

ご入院中の医療費のうち、保険対象の治療費と食事療養費（ミルク代）

※ 医療保険による給付を優先します。

※ **保険対象外の検査・治療費、差額ベッド代、おむつ代は対象となりません。**

（制度利用にかかる自己負担金）

お子さんの退院後に、その世帯の市民税額等とお子さんの入院日数に応じて決定される自己負担金をご請求します。なお、この自己負担金は子ども医療費助成制度の対象となるため、養育医療給付申請時に承諾書等をご提出いただくことで、自己負担金を子ども医療費助成制度から充当することができます（保護者の方がご自身で自己負担金を納付せずに済みます。）。

## 2 申請期間について

この制度は、入院中のお子さんに対するものですので、医療機関からお話がありましたら、**お子さんが退院する前に速やかに窓口へ申請してください。退院後の申請は、受付できません。**また、**必ず出生届を出してから申請をしてください。**

## 3 申請に必要なもの

（1）養育医療給付申請書・世帯調書（両面）

世帯調書は養育医療を受けるお子さんも含めて、世帯全員を記入してください。

（2）養育医療意見書

お子さんが入院している医療機関で記入してもらってください。

（3）健康保険証・子ども医療費受給者証

養育医療を受けるお子さんの健康保険証と子ども医療費受給者証（写しでも可）が必要です。ただし、養育医療給付申請時までにお子さんの健康保険証の発行が間に合わない場合は、お子さんを扶養する方（ ）の健康保険証をお持ちください。

（4）個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（個人番号通知カード、個人番号カードなど）

養育医療を受けるお子さんと扶養義務者の方のものがが必要です。

（5）申請者の顔写真付きの公的証明書（運転免許証、パスポート、個人番号カードなど）

（6）子ども医療費支給申請書及び承諾書（自己負担金の充当を希望される方）

(7) 世帯の市民税額等を確認するための書類（該当の方のみ）

自己負担金を計算するため、世帯調書に記入していただいた方のうち、扶養控除対象者および18歳未満の方を除いたすべての方について、市民税額等を確認する必要があります。

1月から6月に申請する場合は前年の1月1日時点、7月から12月に申請する場合は当年の1月1日時点で一宮市に住民登録がない方については、一宮市で市民税額等を確認することができませんので、次のどちらかの書類の提出が必要です。また、無申告の方については、所得課税証明書の提出が必要です。

① 同意書

市民税が課税されている自治体に、情報提供ネットワークシステムを介して市民税関係情報を取得することについての同意書です。

② 所得課税証明書

市民税が課税されている自治体で取得してください（手数料が必要です）。自治体によって名称が異なる場合があります。市民税所得割額および均等割額と、控除額ごとの金額が分かるものが必要です。

- ・ 1月から6月までに申請する場合 → 前々年分の所得に対する所得課税証明書
- ・ 7月から12月までに申請する場合 → 前年分の所得に対する所得課税証明書

(8) 印鑑（任意）

書類に訂正が必要な場合、申請受付時に訂正箇所を署名していただくことで訂正できます。なお、印鑑（認印で可）をお持ちいただければ、押印による訂正も可能です。

4 養育医療券の送付・継続申請等について

申請後、2週間ほどで養育医療券をご自宅へ郵送しますので、届きましたら、**医療機関へ提示してください**（入院時に遡り、制度の適用を受けられます。）。

養育医療券の有効期間は、入院開始日から3か月程度を目途としています。有効期間終了後も引き続き入院する場合は、**継続申請が必要**です。また、養育医療券に記載されている事項に変更があった場合（転院など）には、**変更申請が必要**となります。**継続申請や変更申請もお子さんが退院するまでに申請書・意見書等の提出が必要です。**

参考 「未熟児養育医療給付制度」と「こども医療費助成制度」との違いについて

- ・ 未熟児養育医療給付制度・・・国の制度、保険対象の治療費と食事療養費（ミルク代）が対象
  - ・ 子ども医療費助成制度・・・愛知県および一宮市の制度、保険対象の治療費が対象
- ※ 両方の制度に該当する場合、国の制度である未熟児養育医療給付制度が優先されます。

【申請手続き・問い合わせ先】

一宮市古金町1丁目3番地 一宮市保健所 保健総務課 電話 0586-52-3851